

テレワークの拡大について

令和2年度より、コロナ禍においても区民サービスを安定的、継続的に提供できる体制整備のため、テレワークの試行を開始した。

今後、更なる定着を推進するため、以下のとおり実施規模を拡大する。

1 趣旨

新たな日常に対応した働き方であるとともに、感染症拡大防止や災害時等における事業継続の確保、業務効率化等に寄与するテレワークを拡大する。

2 実施時期

令和3年7月15日（木）

3 実施規模

区貸与のテレワーク専用端末400台を全部局へ配備

4 対象者

全ての職員（再任用、会計年度任用職員を含む。ただし、他団体への派遣職員、休職・休業中の職員を除く。）

5 実施単位・上限

原則、日を単位、週2日を上限

6 実施可能な業務システム

グループウェア機能、各種業務システム（庶務事務、文書管理など）、インターネット、電子メール など

7 これまでの取組み

令和2年6月～9月

企画課・財政課・総務課・人事課においてテレワーク専用端末の試験利用を開始

令和2年10月1日～

モデル職場（9所属）において、テレワークの試行を開始

令和2年11月24日～

モデル職場を追加募集し（17所属）、試行範囲を拡大

令和3年1月7日

緊急事態宣言再発出に伴い、緊急対応として外部接続用タブレット端末を転用したテレワーク専用端末を希望所属へ追加配備